

# 日本の健診（検診）制度の概要

## 全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施するとともに、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

妊娠・小学校就学前  
（乳幼児等）

<b>母子保健法</b>	<p>【対象者】 乳幼児、妊産婦</p> <p>【実施主体】 市町村 &lt;1歳6か月児健診と3歳児健診は義務。妊婦健診、産婦健診は勸奨義務&gt;</p> <p>【費用負担】 ○乳幼児健診（1歳6か月児健診、3歳児健診）：国は地方交付税措置（自己負担なし） ○妊婦健診：国は地方交付税措置（自己負担なし。ただし市町村における費用負担額を超える部分は自己負担あり） ○産婦健診：国は1/2を補助（自己負担なし。ただし補助基準額（1回あたり5千円）を超える部分は自己負担あり）</p>
--------------	--

生徒等  
児童

<b>学校保健安全法</b>	<p>【対象者】 在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時健診については小学校入学前の児童</p> <p>【実施主体】 学校（幼稚園から大学までを含む）&lt;義務&gt;</p> <p>【費用負担】 就学時健診：市町村の教育委員会負担、在学中の検診：学校の設置者負担（国は地方交付税措置など。自己負担なし）</p>
----------------	---

39歳

医療保険の被保険者・被扶養者	労働者	その他
----------------	-----	-----

<p><b>医療保険各法</b>（健康保険法、国民健康保険法等）</p> <p>【対象者】 医療保険の被保険者・被扶養者（～39歳）</p> <p>【実施主体】 保険者 &lt;努力義務&gt;</p> <p>【費用負担】 補助なし（自己負担は保険者の判断）</p>	<p><b>労働安全衛生法</b></p> <p>【対象者】 常時使用する労働者 ※労働者も受診義務</p> <p>【実施主体】 事業者 &lt;事業主義務&gt;</p> <p>【費用負担】 事業者が全額負担 ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施</p>	<p><b>健康増進法</b></p> <p>【対象者】 住民（生活保護受給者等を含む）</p> <p>【実施主体】 市町村 &lt;努力義務&gt;</p> <p>【種類】 ○健康診査・保健指導（高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対するもの） ○歯周疾患検診 ・ 骨粗鬆症検診 <b>○がん検診（胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん）</b> ○肝炎ウイルス検診</p> <p>【費用負担】 ○健康診査等（自己負担は市町村の判断） ・ 政令市：国は1/3補助 ・ その他市町村：県の補助額に対し国は1/2補助</p> <p><b>○がん検診：国は地方交付税措置（自己負担は市町村の判断。ただし、子宮頸がん検診（20歳～）と乳がん検診（40歳～）は国の補助により初年度対象者の自己負担なし）</b></p> <p>○肝炎ウイルス検診（自己負担は市町村の判断。ただし、40歳以上で5歳刻みの年齢層は国の補助により自己負担なし） ・ 政令市：国は1/3補助 ・ その他市町村：県の補助額に対し国は1/2補助</p>
---	--	--

40歳  
74歳

<p><b>高齢者医療確保法</b></p> <p>【対象者】 医療保険の加入者（40～74歳）</p> <p>【実施主体】 保険者 &lt;義務&gt;</p> <p>【費用負担】 ・ 市町村国保：国は1/3、県は1/3を補助（自己負担は保険者の判断。補助基準単価は自己負担3割を除いた額を基に設定） ・ その他保険者：健保組合・協会けんぽ・国保組合には国は予算の範囲内で補助（自己負担は保険者の判断。補助基準単価は自己負担3割を除いた額を基に設定）</p>	<p><b>特定健診（メタボ健診）</b></p>	<p>※ 労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能</p>
--	---------------------------	---

75歳

<p><b>高齢者医療確保法</b></p> <p>【対象者】 被保険者（75歳～）</p> <p>【実施主体】 後期高齢者医療広域連合 &lt;努力義務&gt;</p> <p>【費用負担】 国は予算の範囲内で補助（自己負担は保険者の判断）</p>		
--	--	--

※上記の他、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、**がん検診を保険者や事業主が任意で実施・助成することがある。**

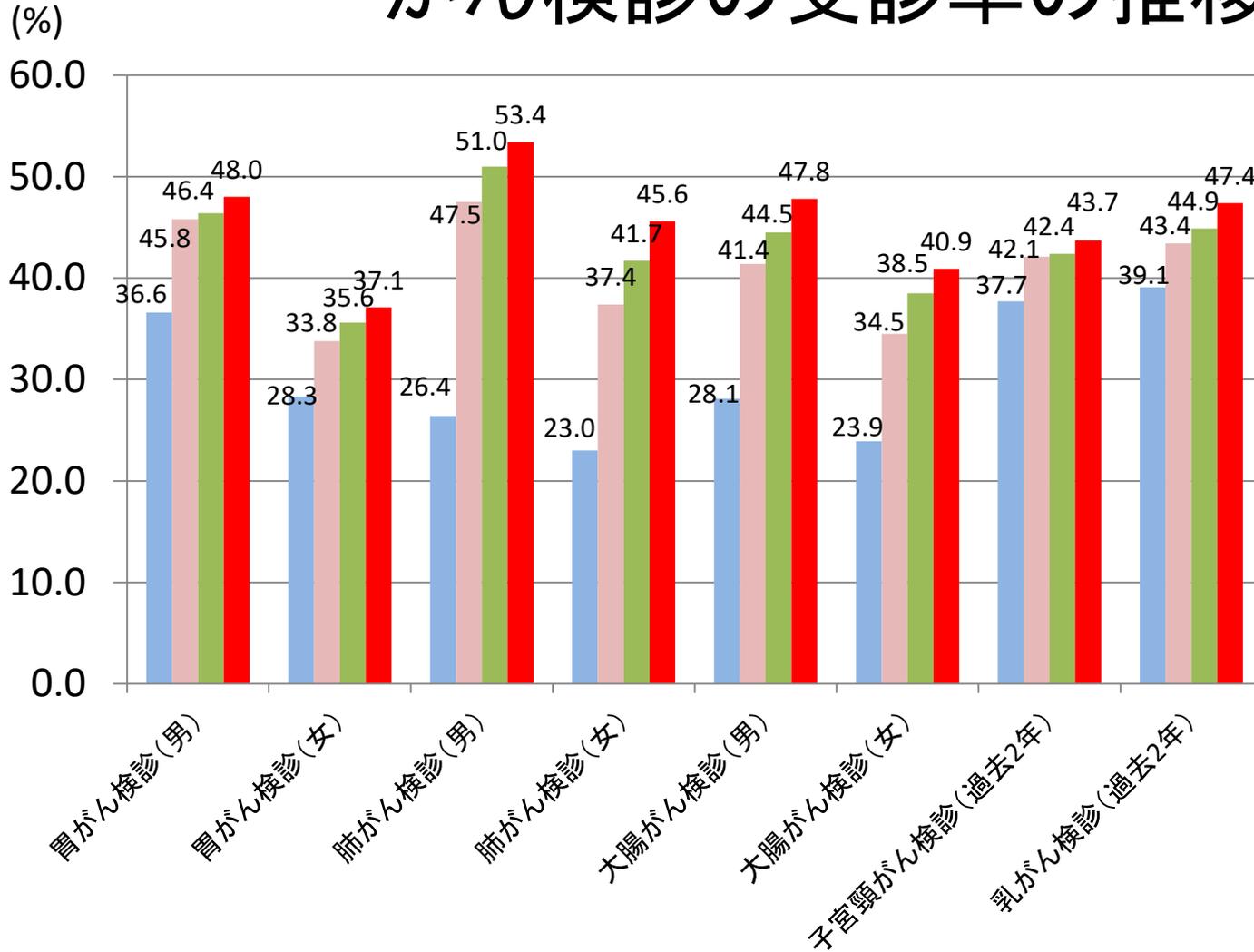
# 市町村のがん検診の項目について

厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」  
(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添)を定め、  
市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

## 指針で定めるがん検診の内容

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ) ※視診、触診は推奨しない	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

# がん検診の受診率の推移



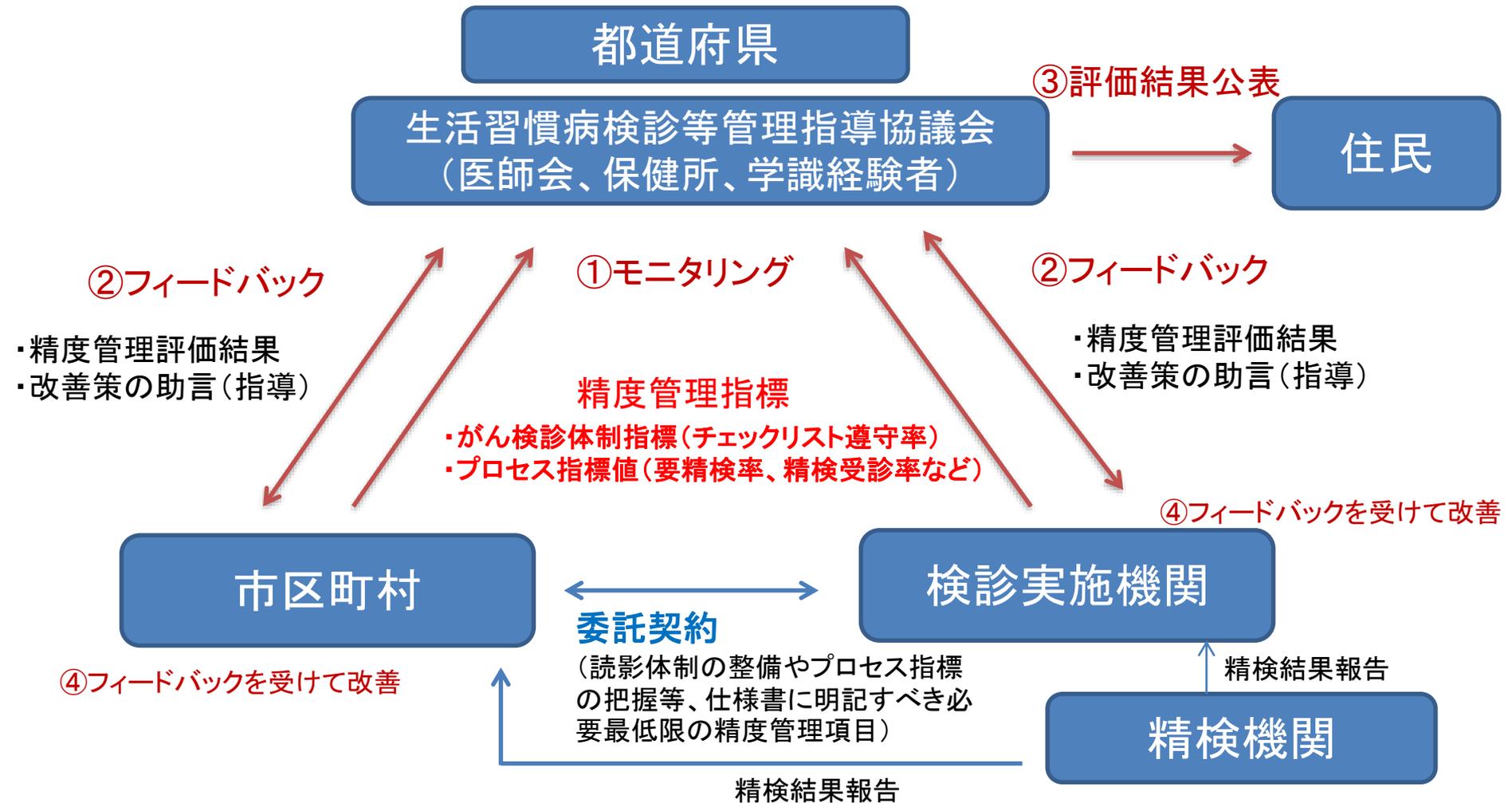
目標値  
50%

- 平成22年('10)
- 平成25年('13)
- 平成28年('16)
- 令和元年('19)

○ 胃がん、肺がん、乳がん、大腸がんは40歳～69歳、子宮がん(子宮頸がん)は20歳～69歳。  
 ○ 健診等(健康診断、健康診査及び人間ドック)の中で受診したものも含む。  
 ○ 平成28年調査は、熊本県を除いたデータである。

出典:2019年国民生活基礎調査

# 精度管理体制の全体像



出典:「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書に基づくイメージ

# 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

## 事業の概要

### 1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、**郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う(注)**とともに、**かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。**

注) 個別受診勧奨・再勧奨の対象

子宮頸がん検診: 20～69歳の女性

乳がん検診: 40～69歳の女性

胃がん検診: 50～69歳の男女(胃部エックス線検査は40歳以上も可)

肺がん検診: 40～69歳の男女

大腸がん検診: 40～69歳の男女



### 2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

**子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診: 20歳、乳がん検診: 40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。**

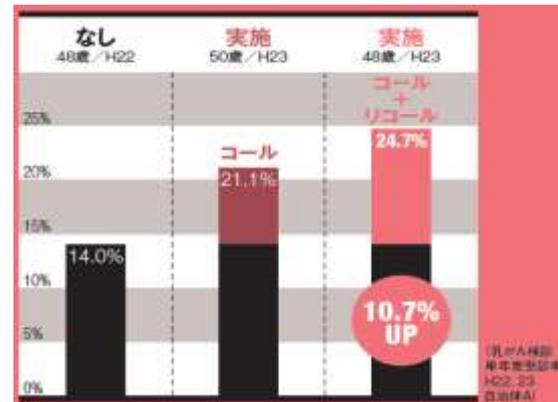
### 3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の**精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。**

実施主体: 市区町村

補助率: 1/2

(受診勧奨の効果の事例)



大腸がん検診  
● 48歳男女、49歳男女/H25



※がん検診受診率向上施策ハンドブック(厚生労働省)より

がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

# 受診率向上施策ハンドブック

## ハンドブックの目的

＜受診率向上施策ハンドブック(第1版)(平成28年3月作成)のポイント＞

健康行動理論(※)に基づいて、がん検診対象者への「行動に至るきっかけの提供」を目的として、自治体の担当者の視点から「メッセージ(勧奨資材の内容)」、「仕組み(検診の方法・他者との連携)」及び「費用対効果(効率的な手法)」の3つの観点における好事例を紹介するもの。

(※)健康行動理論:人の健康行動について態度や意思決定の観点から解明・説明する学問

＜受診率向上施策ハンドブック(第2版)(平成31年4月作成)のポイント＞

第1版に続き、がん検診受診の「行動に至るきっかけの提供」を目的として、より効果的な取り組みとして、行動経済学(※1)の研究者が提唱した「ナッジ(nudge)理論(※2)」に基づいた好事例を紹介するもの。

(※1)行動経済学:人間の行動を心理学、経済学の側面から研究する学問  
(※2)nudge:(訳)そっと後押しする。対象者に選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する手法

(第1版)～チェック あの町のがん検診受診率～



(第2版)～明日から使えるナッジ理論～

